

徳島県「E A P (緊急時対応計画)」策定の手引き

令和6年3月

徳島県危機管理環境部

目 次

1. 「E A P」策定の目的
2. 対象イベントの主な例
3. 「E A P」策定のポイント
 - (1) 安全性への対応
 - ア 安全管理責任者の設置
 - イ 実施・運営体制
 - ウ 関係法令・施設使用許可
 - エ 中止判断基準
 - オ 中止判断の手順
 - カ 判断結果の周知
 - (2) 傷病者への対応
 - ア 救護所・休養所の設置
 - イ 医療機関等との連携
 - ウ A E D設置
 - エ 傷病者発生時の手順
 - オ 救急車両誘導
 - (3) 警備への対応
 - ア 雑踏警備
 - イ 避難誘導
 - ウ 緊急避難場所
 - (4) 要配慮者への対応
 - (5) イベント保険の加入
 - (6) その他

資料 「E A P」ひな形

1. 「E A P」策定の目的

- 大規模イベントにおける「安全性」や「運営の透明性」を確保するため、公平・公正で適切な運営体制の下、主催者が天候の変化や自然災害、傷病者の発生といった緊急時への的確な対応をあらかじめ策定しておく計画が「E A P」です。
 - ※「E A P」: Emergency Action Plan (緊急時対応計画)
- 主催者は、この「E A P」を事前に明確化し、必要な事項を主催者や出演者はもとより、観客も含めて周知・共有しておく必要があります。
- 主催者が大規模イベントを開催するにあたり、関係機関と十分に事前協議を行い、イベントごとの特性を踏まえた「E A P」を策定し、安全管理等の徹底を図る上での参考としていただくため、本手引きを策定いたしました。

2. 対象イベントの主な例

- (1) 県が主催する大規模イベント (※)
- (2) 県が補助金等を交付する大規模イベント
- (3) 県有施設等で実施される大規模イベント
(県有施設、県有地、県管理の道路・都市公園等)
- (4) その他、作成が必要なイベント

※大規模イベントとは

単一施設又は同時期に複数の施設で開催されるもので、概ね数千人規模といった多くの参加者（観客を含む。）が見込まれるイベント

3. 「E A P」策定のポイント

(1) 安全性への対応

①「安全管理責任者」の設置

- ア 主催者は、準備段階から終了時までの安全管理について責任を持って取り組む安全管理責任者を設置してください。
- イ 安全管理責任者は、事前に定めた中止基準に該当した場合や中止判断に迷う危機事象が発生した場合に、責任を持ってイベントの中止等を判断し、主催者と最終決定を行ってください。
- ウ 安全管理責任者は、リスクに対する十分な知識と対処方法を日頃から習得し、スタッフに共有し、危機事象が発生した場合には速やかに報告を受け、対応できるよう徹底してください。

②実施・運営体制

- ア 関係機関を含めたイベント全体の実施・運営体制を確保し、各部門が担う役割や責任の範囲を把握しておくことで、様々な危機事象に応じた迅速な危機対応が行えるよう、準備しておいてください。
- イ 運営にあたっては、県主催や県有施設等で実施されることに鑑み、イベントの安全性に関する関係法令の基準をクリアしているか、参加者選定をはじめ社会からの信用失墜を起こしかねない不公平・不公正な運営がされていないか、各種ハラスメントの防止対策がなされているかなど、コンプライアンスの徹底を図り、運営の透明性を確保してください。

③関係法令・施設使用許可等

- ア イベントの開催に必要となる施設を使用する際や、道路の使用等、構造物の設置といった法的許可や届出等を要する場合は、遅滞なく関係機関との間で必要な手続きを行うとともに、必要な許可証等を適切に掲示してください。

④中止判断基準

- ア イベント中止の判断については、危機事象ごとに判断を行う目安をあらかじめ設定しておくことで、迅速な判断が行えるようにしておいてください。
 - ※中止に関係する危機事象の例
 - 自然災害：地震、台風、風水害、落雷、大雪等
 - 事件・事故等：雑踏事故、火災等
 - ※イベント開始前から状況を踏まえて判断する場合と、イベント開催中に危機事象が発生した場合の双方を考慮して、判断基準を設定してください。
- イ 県外からの参加者も考慮し、中止判断のタイミングをあらかじめ適切に設定しておいてください。

⑤中止判断の手順

- ア 中止判断を行うにあたっては、危機事象に応じて情報の入手方法や協議を行う関係機関のほか、実行委員会をはじめ主催する関係者間における情報共有や決定の手順などをあらかじめ定めておいてください。

⑥判断結果の周知

- ア イベントの中止の判断を行うような危機事象が発生した場合は、関係機関や参加者に対し、タイムリーに判断結果を周知してください。
- イ 周知先や周知のツールに漏れがないよう、あらかじめ一覧表を作成しておいてください。
- ウ なお、イベント開催を案内する際に、あらかじめ関係者や参加者に周知方法を伝えておいてください。

(2) 傷病者への対応

① 救護所・休養所の設置

ア イベントの運営にあたっては、あらかじめ傷病者が発生することを想定し、会場に救護所を設置し、医療ニーズに的確に対応できる体制を確保することや体調不良者が休養できる場所をあらかじめ設定しておいてください。

② 医療機関等との連携

ア イベント会場周辺の医療機関について、対応している診療科や開催当日に開院しているか確認するとともに、スポーツ大会など傷病者が発生しやすいイベントを開催する場合は、事前に周知するなど、連携が取れる体制を確保しておいてください。

③ A E D 設置

ア 会場での救護措置が必要となる場合に備え、イベント会場や周辺施設の A E D 設置場所を把握するとともに、設置されていない場合には必要な数を設置してください。

④ 傷病者発生時の手順

ア イベントで発生することが考えられる傷病について、あらかじめ対応を想定するとともに、傷病者が発生した場合の、意識確認や A E D 使用の判断、救護所への連絡や救急機関への緊急通報といった手順についてあらかじめ作成しておいてください。

⑤ 救急車両誘導

ア イベント会場で救急搬送を行う事態の発生を想定し、救急車を円滑に受け入れることができる動線を確保しておいてください。

イ 特に規模が大きいイベントを実施する場合には、万が一、多数の傷病者が発生した場合に備え、必要に応じて救急機関とあらかじめ体制を検討しておいてください。

(3) 警備への対応

① 雑踏警備

ア 主催者は、イベントの開催による雑踏の発生に伴う事故や交通渋滞等を想定し、雑踏の影響が及ぶと認められる範囲については、会場内だけでなく会場外においても、あらかじめ必要な防止対策を検討しておいてください。

②避難誘導

- ア 会場内での危機事象に備え、施設管理者と連携し、非常口や避難経路、消火設備等について、あらかじめ確認するとともに、避難誘導を行う必要が生じた場合に備え、避難誘導を行うスタッフの配置等について検討しておいてください。
- イ 避難誘導を行う際は、アナウンス等で呼びかけを行う文言をあらかじめ決めておくことや、簡潔で分かりやすい用語を使用することで、参加者の混乱を防ぐように努めてください。

③緊急避難場所

- ア イベントを開催するにあたり、あらかじめ地域のハザードマップを確認するとともに、地震に伴う津波避難をはじめ、参加者の避難誘導が必要な場合に備え、会場周辺の緊急避難場所を指定しておいてください。

(4) 要配慮者への対応

障がいのある方や外国人など、災害発生時に配慮が必要となる方に対し、会場内の表示や避難の呼びかけ方法など、あらかじめ対応を検討しておいてください。

(5) イベント保険の加入

参加者の安全を確保するため、必要に応じて傷害や賠償、イベント中止など、それぞれのリスクに対応した適切なイベント保険にあらかじめ加入しておいてください。

(6) その他

イベントの実施にあたっては、「E A P」の趣旨を踏まえ、上記以外の事項についても幅広く検討し、「E A P」に反映するよう努めてください。